

税理士業界 VS 会計士業界

法改正、根強くある資格問題が再燃 税調での厳しい指摘に行方混沌



日税連会館



日本公認会計士協会会館

正念場に差し掛かってきた「税理士法改正」問題。平成24年度税制改正大綱で、「見直しに向けて引き続き検討を進める」という方向性が示され、税理士業界からは「いよいよ平成25年度の税制改正で税理士法改正が実現するのではないか」との見方が強まってきた。

しかしながら、公認会計士への税理士資格付与に関して、日税連との日本公認会計士協会との間で、根強くある資格取得の問題が再燃。議論は税制調査会でもクローズアップされ、税理士業界の主張がすんなり受け入れられない状況も生まれてきた。

日税連サイドではこれまで、税務当局との協議会や国会議員への陳情などを通じて、税理士法改正の必要性を訴える活動を続けてきた。そして、先ごろ「税理士法に関する改正要望書」を決定した日税連では、国税庁長官および財務省主税局に提出。公認会計士・弁護士に対する税理士資格の自動付与を見直し、「税務に関する専門性を問う能力担保措置を講じるべきである」ことを改めて要望した。

これに噛み付いたのが、日本公認会計士協会だ。日税連の要望書について、日本公認会計士協会の山崎彰三会長は、会長所管として「公認会計士が税務業務を行うための専門的能力は、その資格取得に当たり租税法に関する試験科目に合格することで確認されており、また、資格取得後も自己研鑽を続けていることを踏まえれば、改めて税務に関する専門性を問う能力担保措置を講ずる必要性は全くない」「税理士法3条(税理士の資格)の立法趣旨は、我が国の税務行政を支える制度として十分に合理性があり、日税連が主張するような改正の必然性は全くない」などと真っ向から反論。

また、全国各地の公認会計士も、「現在の公認会計士試験が、税理士資格を取得するための試験として利用されているというのは言い過ぎ」「税理士会は公認会計士を追い出したくて仕方がない」など、税理士法改正に反対する意見や、公益財団法人日本税務研究センターが公表した「税理士の資格取得制度のあり方」(税理士法第3条第1項第3号及び4号について)に関する意見書への批判などをホームページやブログに掲載。税理士登録している公認会計士のグループの間でも、「税理士法第3条(税理士の資格)のこれまでの考え方は、一定の合理性があるのではないか、とする財務省主税局

や国税庁の意見を全面的に賛同する。日税連はその意見を真摯に受け止めるべき」として、税理士法改正に断固反対する姿勢を見せている。

恐らく税理士業界としても、こうした反対の声は予想していたはずだ。しかし、意外なところから厳しい意見が飛び出すことになる。日税連を代表して松原副会長が政府税制調査会に出席し、税理士法の改正要望書について意見を述べたところ、政府税制調査会の委員で弁護士でもある前川清成内閣府副大臣が、「弁護士は税法に関する科目合格が条件というのには賛成。ただ、公認会計士に関しては、すでに論文試験で租税法が試験科目になっている。そのことを承知の上で話されているのか?」と疑問を呈した。税理士試験の合格者割合や国税OBへの試験免除、合格科目の積上げが可能な試験あり方なども含めて議論しないと、「税理士に対する国民の信頼、職業に対する信頼が得られないのではないかと指摘。

すぐさま、税理士法改正に積極的な海江田万里税調筆頭副会長が助け船を出し、「この問題を業界問題に矮小化することは決して良くない」とし、現行の税理士法が施行から10年、納税環境は大きく変わってきたことから、納税者の立場に立った上での法改正を望むとした。今度は鷲尾英一郎農林水産大臣政務官からは、「税制改正に関する問題に対する要望に絞っていただき、資格取得の話は、政府税調で議論すること自体なじまない」といった強烈な一言を浴びせられた。

この問題は、先ごろの第4回の税制調査会でも取り上げられ、峰崎直樹内閣府官房参与が、税制全般について問題提起をする場合、納税環境整備の問題など、様々な行政手続や租税訴訟なども範囲に入り、「そうすると当然、境界が出てく

る」とし、税理士業界をフォローしたが、いずれにしても、税制調査会での厳しい指摘は税理士業界にとって思わぬ誤算だったといえるだろう。

平成23年と24年の2年連続で税制改正大綱に「検討を進める」と示された税理士法改正の行方。政局のドタバタによる

影響も気になるが、果たして、税理士法改正の実現に向けて具体的な内容が明記されるのか、再び「検討」事項とされるのか、それとも両者の職域問題だけが白紙の状態に戻ってしまうのか——。平成25年度税制改正大綱の中身が目まぐるしく変わる

年末緊急セミナー!!

待ったなし!金融円滑化法終了 「銀行のスタンスが変わる前にすべきこと」

平成21年12月に施行された「金融円滑化法」の期限は、いよいよ来年の3月末。円滑化法期限到来後に金融機関の対応はどうなるかが非常に気になるところで。これについて、金融庁サイドでは、金融機関に対して「大きな混乱が生じないように方針変更を行わないように」という姿勢を示していますが、だからと言って安心はできません。中小企業の約1割が円滑化法を元に借入条件の変更、いわゆる「リスケ」を実施したと言われており、「円滑化法」の期限が間近に迫った今、銀行の対応にも「二極化」の動きが出てきています。

そこで、金融業界の動きはどうなっているのか?顧問先は今何を備えておかなければならないのか?など、税理士として知っておくべきことをテーマに、年

末緊急セミナーを開催します。最近、とみに「リスケの出口戦略」というコトバをよく聞くようになりましたが、今後、どのような返済プランが考えればいいのかなど、今から準備を進めていく必要があります。「まだ来年の話」と思ったら大間違い!!

講師は本紙「リスケジュールの出口戦略を考える」の連載記事でお馴染みの徳永貴則(株)スペースワン代表取締役。徳永氏は、大和銀行(現りそな銀行)で2000社ほどの銀行融資に携わった経験を持つ融資のスペシャリスト。顧問先防衛のため、税理士として付加価値を上げるためにも、有意義なセミナーで、顧問先もお誘いあわせてご参加を!!先着30名限定となっているので、お早めにお申し込みください!!

日時	12月11日(火曜日) 午後2時~午後4時。その後5時まで質疑応答可(開場1時30分)
受講料	3,000円(お一人様、税込。顧問先は無料)
会場	ちよだプラットフォームスクウェア(東京都千代田区神田錦町3-21) 4階401会議室
人数	先着30名様限定(顧問先は1事務所1社)
主な内容	1. リスケジュールとは 2. リスケに必要な準備7か条 3. リスケに踏み切れない経営者の不安とは 4. リスケ期間中銀行とのやり取りはどうしたらいいのか 5. 銀行への返済金額はどのくらいを目安とするか 6. 円滑化法終了後の動きはこうなる 7. リスケの出口戦略をどうするか

500円(税込)以上お買上げで **送料無料!**

たのめーる

税理士協同組合 組合員様専用
たのめーるをご利用いただけます。



ただいま
発刊中

Vol.28

サービスの概要・新規お申込は...

日本税理士協同組合連合会ホームページ
<http://www.nichizei.or.jp/>

HOME

事業のご案内

共同購入事業

大塚商会「たのめーる」

このページを
ご覧ください

「たのめーる」は、(株)大塚商会が発刊している、オフィス総合通販カタログです。商品はOAサプライ・文具・生活用品等で構成され、商品点数は約22,500点(vol.28現在)。同様にインターネットでは約65,000点の商品を取り揃えております。

大塚商会